（日本国外務省から在本邦アイスランド共和国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.766／EU—W

口上書

日本国外務省は、在本邦アイスランド大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とアイスランドとの間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、日本国とアイスランドとの間の相互理解を促進するため、アイスランド国民、特にアイスランドの青少年に対し日本国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、アイスランド国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために日本国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、アイスランド国民の日本国への入国に関し、二千十八年九月一日から日本国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国政府は、次の要件の全てを満たすアイスランド国民からの申請に対し、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(i)　前記の査証の申請時にアイスランドに居住するアイスランド国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上二十六歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　有効なアイスランド旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(vi)　日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であり、十分な健康保険に加入しており、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(x)　日本国に滞在する間に、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

2　日本国政府は、1にいう査証の数を毎年決定し、その数を変更することを決定した場合には、アイスランド政府に対し外交上の経路を通じて通報する。

3　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、在アイスランド日本国大使館に対して提出されることが必要とされる。必要な場合には、申請者は、資格を決定するために同大使館の代表者による面接を受ける。

4　申請者は、日本語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

5　日本国政府は、1にいう査証を有するアイスランド国民に対し、入国の日から最長一年の期間日本国に滞在する許可を与える。アイスランド国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

6　この制度に参加するアイスランド国民は、日本国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

7　日本国政府は、この制度により日本国に入国したアイスランド国民が日本国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

8　この制度に参加するアイスランド国民は、日本国の関係法令の範囲内で、日本国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

9　日本国政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、アイスランド政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

10　日本国政府は、三箇月前までにアイスランド政府に対して書面により通告することにより、前記の諸措置を終了させることができる。

日本国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在本邦アイスランド大使館に向かって敬意を表する。

二千十八年五月二十九日に東京で

（在本邦アイスランド共和国大使館から日本国外務省宛ての口上書）

（訳文）

Ref.：UTN15020241／68. A. 001：87. C. 280

口上書

在日本国アイスランド大使館は、日本国外務省に敬意を表するとともに、アイスランド政府が、アイスランドと日本国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、アイスランドと日本国との間の相互理解を促進するため、アイスランド及び日本国の青少年に対し日本国及びアイスランドの文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、日本国の青少年が長期にわたり主として休暇を過ごすためにアイスランドに入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、日本国の青少年のアイスランドへの入国に関し、二千十八年九月一日からアイスランドの関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　アイスランド政府は、次の要件の全てを満たす日本国民からの申請に対し、発給日から一年間有効な一時的な居住及び就労許可証を無償で発給する。

(i)　前記の許可証の申請時に日本国に居住する日本国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間アイスランドにおいて主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の許可証の申請時の年齢が十八歳以上二十六歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の許可証を有する場合を除く。）。

(v)　有効な日本国旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(vi)　アイスランドにおける滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時にアイスランドを出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の許可証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であり、十分な健康保険に加入しており、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(x)　アイスランドに滞在する間に、アイスランドにおいて効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

2　申請者は、この制度によりアイスランドに入国する前に、1にいう許可証の申請を行う。

3　アイスランド政府は、1にいう許可証の数を毎年決定し、その数を変更することを決定した場合には、日本国政府に対し外交上の経路を通じて通報する。

4　1にいう許可証の申請は、この制度に特有の手続に従い、アイスランド入国管理局に対して提出されることが必要とされる。必要な場合には、申請者は、資格を決定するために在日本国アイスランド大使館の代表者による面接を受ける。

5　申請者は、アイスランド語の知識の欠如のみを理由として1にいう許可証の発給を拒否されない。

6　アイスランド政府は、1にいう許可証を有する日本国民に対し、許可証の受領の日から最長一年の期間アイスランドに滞在する許可を与える。参加者は、この制度により許可された期間を超えて滞在を延長すること及びアイスランドにおける滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

7　この制度に参加する日本国民は、アイスランドにおける滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

8　アイスランド政府は、この制度によりアイスランドに入国した日本国民がアイスランドの法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

9　この制度に参加する日本国民は、アイスランドの関係法令の範囲内で、アイスランドの文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

10　アイスランド政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

11　アイスランド政府は、三箇月前までに日本国政府に対して書面により通告することにより、前記の諸措置を終了させることができる。

在日本国アイスランド大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国外務省に向かって敬意を表する。

二千十八年五月二十九日に東京で